

湖西市ふれあい交流館指定管理者募集要項

湖西市ふれあい交流館は、地域コミュニティ活動、高齢者の生きがい対策及び世代間の交流を深めるために設置された施設であり、その管理運営について、湖西市ふれあい交流館条例第5条の規定に基づき以下のとおり指定管理者を募集するものである。

1. 対象施設の概要

- (1) 名 称 湖西市ふれあい交流館
- (2) 所 在 地 湖西市鷺津1038番地の1
- (3) 建物概要等
 - ・ 建物構造 鉄骨造2階建
 - ・ 延床面積 699.37㎡
 - ・ 敷地面積 1,478.12㎡
 - ・ 施設内容 1階 事務室、和室、調理室 2階 会議室、地域交流室 他

2. 指定管理者が行う業務

指定管理者の行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、行政財産の目的外使用の許可、不服申立てに対する決定等法令により市長のみの権限に属する事務に係る業務については除く。

- (1) 湖西市ふれあい交流館の維持管理に関する業務（別添仕様書参照）
- (2) 湖西市ふれあい交流館の使用許可に関する業務
- (3) その他、交流館の管理に関して市長が必要と認める業務

3. 自主事業

指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得たうえで、施設の設置目的の範囲内で自主的に事業を実施し、収入を得ることができる。

4. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5. 指定管理料

指定管理料の額の支払時期及び支払方法は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに年度協定書に定める。

指定管理料の上限額は、次のとおりとする。この額を参考として、指定管理期間中の収支予算計画を作成するものとする。

5年間合計 44,955,000円

6. 業務の再委託

仕様書に定める業務の一部再委託については、指定管理者から第三者へ委託することは可能であるが、管理運営に係る業務の全部を一括して第三者に委託することはできない。

7. 指定管理者と市との役割分担

指定管理者は、湖西市ふれあい交流館の管理運営を常に良好な状態に保つ義務を負う。

指定管理者は、その責に帰すべき事由により市または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

なお、指定管理者は、損害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、速やかに市へ報告しなければならない。

指定管理者と市との役割分担は次のとおりとする。

項 目	指定管理者	市
施設(建物、構造物、機械設備等)の保守点検	○	
施設の維持管理(植栽管理、清掃等を含む)	○	
安全衛生管理	○	
施設の火災共済保険の加入		○

8. 応募資格（次の条件をすべて満たす団体に限る。）

湖西市ふれあい交流館の管理運営を安全円滑に行うことのできる法人、その他の団体であり、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申し立てをしている団体でないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てをしている団体でないこと。
- (3) 商法(明治32年法律第48号)に基づき会社の整理の申し立てがなされている団体又は会社の整理の開始を命じられている団体でないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当していないこと。
- (5) 納期限の到来している市税、地方税及び国税を滞納している団体でないこと。
- (6) 申請者は、湖西市内に事務所を有している法人等の団体であること。
- (7) 宗教活動または政治活動を目的とする団体等でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる指定暴力団またはその構成員でないこと。

9. 書類提出（正本1部・副本8部）

表中の○は提出の必要なもの、－は提出の不要なもの。

提出書類	法人	その他の団体
指定管理者指定申請書(様式第1号)	○	○
湖西市ふれあい交流館指定管理者事業計画書(別紙1)	○	○
湖西市ふれあい交流館の収支予算書(別紙2)	○	○
登記簿謄本	○	－
代表者の住民票の写し	－	○
定款、寄付行為、規約、又はこれらに類する書類及び就業規定等の諸規定	○	○
法人、団体の概要(設立の趣旨、設立年月日、事業内容、事業実績、常勤・非常勤別の職員数、パンフレット等)	○	○
湖西市ふれあい交流館の管理運営に携わる予定の主な職員の資格及び経歴	○	○
法人の事業計画書及び利益計画書(収支予算書)(申請書を提出する日の属する事業年度)	○	－
団体の事業計画書及び収支予算書(申請書を提出する日の属する事業年度)	－	○
法人の事業報告書及び損益(収支)計算書及び貸借対照表(直近3年間)	○	－

団体の事業報告書及び収支決算書及び貸借対照表(直近3年間)	—	○
法人税、消費税及び地方消費税、事業税及び事業所税、県民税及び市民税の各納税証明書(直近3年間)	○	○
宣誓書	○	○

10. 指定管理者の募集に関する事項

(1) 指定管理者の募集及びスケジュール（予定）

- ・ 募集期間 令和7年8月5日（火）から令和7年9月19日（金）まで
- ・ 募集締切 令和7年9月19日（金）午後5時まで
- ・ 募集要項質問期間 令和7年8月6日（水）から令和7年8月22日（金）まで
- ・ 募集要項回答日 令和7年9月5日（金）
- ・ 選定委員会（指定管理者候補者の選定）10月下旬～11月上旬（市が指定する日）
- ・ 仮協定書の締結 11月中旬
- ・ 議会の議決 12月
- ・ 指定管理者との基本協定締結 3月
- ・ 年度協定書の締結 3月

(2) 申請書類の受付

- ・ 申請期間 令和7年9月9日（火）から令和7年9月19日（金）まで
(月・土・日曜日、祝日及び9月16日を除く)
午前8時30分から午後5時まで
- ・ 申請方法 新居子育て支援センターへ持参または郵送（郵送の場合は期限必着）

(3) 選定方法

「湖西市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に基づき、「湖西市指定管理者候補者選定委員会」を開催し、書類審査の結果をもとに、審査基準に基づいて指定管理者候補者を選定する。選定委員会中のプレゼンテーションの際には、委員の採点のため、その内容について申請者に説明を求める。ただし、選定委員会への申請者参加人数は5人以内とする。

(4) 選定基準

審査における評価項目は次表のとおりとする。

評 価 項 目
1 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであるか。
2 施設の効用を最大限に発揮するものであるか。
3 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。
4 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあるか。

(5) 選定結果の通知

指定管理者候補者の選定結果の通知は、申請者に対して速やかに郵送にてお知らせする。なお、正式な指定は議会の議決後になる。

(6) 指定管理者の指定

議会の議決後に指定管理者として指定する。

(7) 協定の締結

市と指定管理者は協定（基本協定及び年度協定）を締結する。

(8) 留意事項

- ・ 接触の禁止：本市職員及び本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じ接触の事実が認められた場合には失格となることがある。
- ・ 申請内容変更の禁止：提出された書類の内容を変更することはできない。
- ・ 虚偽の記載をした場合の無効：申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- ・ 申請書類の取り扱い：申請書類は理由のいかんを問わず返却しない。
- ・ 費用負担：申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。
- ・ その他：公募については9月議会での予算可決が条件であり、否決された場合は公募は取りやめとする。

11. 経理に関する事項

指定管理者は、国税、地方税及び市税が課税されることがあるので、関係機関と協議し

なければならない。

12. 関係法規の遵守

業務の遂行においては、法律、条例及び規則のほか関係諸法令及び通知・通達を遵守するものとする。

- ・ 湖西市ふれあい交流館条例
- ・ 地方自治法（第 244 条第 2 項、第 3 項）
- ・ 湖西市個人情報保護条例、湖西市個人情報保護条例施行規則 ほか

13. 事業報告等に関する事項

指定管理者は、管理業務に関し事業報告書を作成し、市に提出するものとする。

(1) 事業報告書の提出

- ・ 4 月から 9 月までの中間事業報告書を、毎年度 10 月 15 日までに、市長に提出すること。
- ・ 事業報告書を、毎年度終了後 14 日以内に市長に提出すること。
- ・ その他必要に応じて、利用状況等についての報告書の提出を求めることがある。

14. その他

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は指定を取り消すことができる。その場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう引き継ぐものとする。

【問い合わせ先】

湖西市こども未来課地域子育て支援第 2 係
(新居子育て支援センター内)

住 所：〒431-0303 湖西市新居町浜名 485 番地

T E L：053-594-5922

E-Mail：ks_center@city.kosai.lg.jp